

○	国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）（附則第九条関係）	1
○	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（抄）（附則第十条関係）	2
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第十一条関係）	3
○	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）（附則第十二条関係）	4
○	行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百十九号）（抄）（附則第十四条関係）	9
○	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）（附則第十五条関係）	10
○	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）（附則第十六条関係）	11
○	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）（附則第十七条関係）	12
○	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十八条関係）	13
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第十九条関係）	19
○	消費税法（昭和六十三年法律第八八号）（抄）（附則第二十条関係）	21
○	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）（附則第二十一条関係）	22
○	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）（附則第二十二条関係）	23
○	公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）（附則第二十三条関係）	24
○	厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第二十四条関係）	25

○ 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二十四条関係）			
名 称	根 拠 法	名 称	根 拠 法
沖繩振興開発金融 公庫 外国人技能実習機 構	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律 第三十一号） 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習 生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）	沖繩振興開発金融 公庫 （新設）	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律 第三十一号）
株式会社国際協力 銀行 （略）	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律 第三十九号） （略）	株式会社国際協力 銀行 （略）	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律 第三十九号） （略）

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ〜ヲ （略）</p> <p>ワ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）第百八条の罪</p> <p>三〜九 （略）</p> <p>二〜四 （略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ〜ヲ （略）</p> <p>三〜九 （略）</p> <p>二〜四 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法人の事業税の非課税所得等の範囲）</p> <p>第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 損害保険料率算出団体、地方競馬全国協会、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、危険物保安技術協会、日本消防検定協会、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、外国人技能実習機構、日本勤労者住宅協会、広域臨海環境整備センター、原子力発電環境整備機構、広域的運営推進機関、認可金融商品取引業協会、商品先物取引協会、貸金業協会及び自動車安全運転センター</p> <p>八～十一 （略）</p> <p>254 （略）</p>	<p>（法人の事業税の非課税所得等の範囲）</p> <p>第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 損害保険料率算出団体、地方競馬全国協会、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、危険物保安技術協会、日本消防検定協会、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、日本勤労者住宅協会、広域臨海環境整備センター、原子力発電環境整備機構、広域的運営推進機関、認可金融商品取引業協会、商品先物取引協会、貸金業協会及び自動車安全運転センター</p> <p>八～十一 （略）</p> <p>254 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（在留資格及び在留期間）</p> <p>第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（高度専門職の在留資格にあつては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。</p> <p>2 在留資格は、別表第一の上欄（高度専門職の在留資格にあつては二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に應じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に應じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>（在留資格及び在留期間）</p> <p>第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（高度専門職の在留資格にあつては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。</p> <p>2 在留資格は、別表第一の上欄（高度専門職の在留資格にあつては二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に應じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に應じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>

(入国審査官の審査)

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号(第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号)に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動(二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を除き、五の表の下欄に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもって定める活動に限る。)又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位(永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに限る。)を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること。

三・四 (略)

2 3 4 (略)

(在留資格の変更)

第二十条 在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格(これに伴う在留期間を含む。以下第三項まで及び次条において同じ。)の変更(高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。))を有

(入国審査官の審査)

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号(第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号)に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動(二の表の高度専門職の項の下欄第二号及び技能実習の項の下欄第二号に掲げる活動を除き、五の表の下欄に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもって定める活動に限る。)又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位(永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに限る。)を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること。

三・四 (略)

2 3 4 (略)

(在留資格の変更)

第二十条 在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格(これに伴う在留期間を含む。以下第三項まで及び次条において同じ。)の変更(高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。))又は

する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。)を受けすることができる。

2 5 (略)

(高度専門職の在留資格の変更の特則)

第二十条の二 高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号から八までに係るものに限る。)をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。

2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。

3 (略)

別表第一(第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第二十条の二、第二十二條の

技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。)を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。)を受けすることができる。

2 5 (略)

(在留資格の変更の特則)

第二十条の二 次の各号に掲げる在留資格への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める者でなければ受けることができない。

一 高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。) 高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号から八までに係るものに限る。)をもつて本邦に在留していた外国人

二 技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。) 技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る。)をもつて本邦に在留していた外国人

2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による前項各号に掲げる在留資格への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。

3 (略)

別表第一(第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第二十条の二、第二十二條の

三、第二十二條の四、第二十四條、第六十一條の二の二、第六十一條の二の八関係)

一 (略)

二

在留資格 (略)	本邦において行うことができる活動
技能実習 (略)	<p>一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号。以下「技能実習法」という。）第八条第一項の認定（技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）に係る業務に従事する活動</p> <p>ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動</p>
二 次のイ又はロのいずれかに該当する活動	

三、第二十二條の四、第二十四條、第六十一條の二の二、第六十一條の二の八関係)

一 (略)

二

在留資格 (略)	本邦において行うことができる活動
技能実習 (略)	<p>一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識（以下「技能等」という。）の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。）</p> <p>ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p>
二 次のイ又はロのいずれかに該当する活動	

三〇五 (略)

イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた
同項に規定する技能実習計画（技能実習法
第二条第二項第二号に規定する第二号企業
単独型技能実習に係るものに限る。）に基
づいて技能等を要する業務に従事する活動

ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた
同項に規定する技能実習計画（技能実習法
第二条第四項第二号に規定する第二号団体
監理型技能実習に係るものに限る。）に基
づいて技能等を要する業務に従事する活動

三 次のイ又はロのいずれかに該当する活動

イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた
同項に規定する技能実習計画（技能実習法
第二条第二項第三号に規定する第三号企業
単独型技能実習に係るものに限る。）に基
づいて技能等を要する業務に従事する活動

ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた
同項に規定する技能実習計画（技能実習法
第二条第四項第三号に規定する第三号団体
監理型技能実習に係るものに限る。）に基
づいて技能等を要する業務に従事する活動

三〇五 (略)

イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を
修得した者が、当該技能等に習熟するため
、法務大臣が指定する本邦の公私の機関と
の雇用契約に基づいて当該機関において当
該技能等を要する業務に従事する活動

ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を
修得した者が、当該技能等に習熟するため
、法務大臣が指定する本邦の公私の機関と
の雇用契約に基づいて当該機関において当
該技能等を要する業務に従事する活動（法
務省令で定める要件に適合する営利を目的
としない団体の責任及び監理の下に当該業
務に従事するものに限る。）

(新設)

○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）（抄）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第十二条関係）			
名 称 （略）	根 拠 法 （略）	名 称 （略）	根 拠 法 （略）
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖繩振興開発金融公庫 （新設）	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第号）		
株式会社国際協力銀行 （略）	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号） （略）	株式会社国際協力銀行 （略）	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号） （略）

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第号）	(新設)	
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十条関係）</p> <p>名称 (略)</p> <p>医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）</p>	<p>医療法人（医療法</p>	<p>別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十条関係）</p> <p>名称 (略)</p> <p>医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）</p>	<p>医療法人（医療法</p>
<p>貸金業協会 (略)</p>	<p>外国人技能実習機構</p>	<p>貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号） 号</p>	<p>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第</p>
<p>貸金業協会 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）</p>	<p>貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）</p>

改正案		現行		
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）				
(略)	文書名	(略)	文書名	
	<p>国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第二号（業務の範囲）の業務に関する文書</p> <p>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第一号）第八十七条第一号及び第五号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）（業務の範囲）の業務に関する文書</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書</p>	<p>国立研究開発法人海洋研究開発機構</p> <p>外国人技能実習機構</p>	<p>国立研究開発法人海洋研究開発機構</p> <p>外国人技能実習機構</p>	作成者
	<p>独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者</p>	作成者
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）				
(略)	文書名	(略)	文書名	
	<p>独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書</p>	<p>国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第二号（業務の範囲）の業務に関する文書</p> <p>（新設）</p>	<p>国立研究開発法人海洋研究開発機構</p>	作成者
	<p>独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者</p>	作成者

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇六十一（略）	準	
（削除）			
六十二 会社の電子公告に係る調査機関の登録	登録件数	登録件数	一件につき九万円
六十三 外国人の技能実習に係る監理団体の許可又は事業の区分の変更の許可	許可件数	（新設）	一件につき一万五千円
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）第二十三条第一項（監理団体の許可）の監理団体の許可（更新の許可を除く。）又は同法第三十二条第一項（変更の許可等）の規定による変更の許可（同法第二十三条第一項第一号に掲げる一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。）			
六十四 通関業の許可		（新設）	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇六十一（略）	準		
六十二 削除			
六十三 会社の電子公告に係る調査機関の登録	登録件数	登録件数	一件につき九万円
六十四 通関業の許可			

六十五〜百六十 (略)	通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第 三条第一項（通関業の許可）の通関業の許可	許可件数	一件に つき九 万円

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一 外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	事務所用建物（専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
一の二 私立学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により	私立学校法	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。） 二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

六十五〜百六十 (略)	通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第 三条第一項（通関業の許可）の通関業の許可	許可件数	一件に つき九 万円

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

名称 (新設)	根拠法	非課税の登記等	備考
一 学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立	私立学校法	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。） 二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

設立された法人を含む。

用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記

三 自己の設置運営する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項（保育所）に規定する保育所（以下「保育所」という。）若しくは同法第六条の三第九項（定義）に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記

四 自己の設置運営する認定こども園（就学前

された法人を含む。

用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記

三 自己の設置運営する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項（保育所）に規定する保育所（以下「保育所」という。）若しくは同法第六条の三第九項（定義）に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記

四 自己の設置運営する認定こども園（就学前

<p>二 企業年金基金及び企業年金連合会</p>	<p>一の四 株式会社日本政策金融公庫</p>	<p>確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）</p>	<p>会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）</p>	<p>一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>二 確定給付企業年金法第九十一条の十八第五項又は第九十四条（福祉事業）の事業の用に供する建物の所有権の</p>	<p>（除く。） 別表第一第一号から第二十四号までに掲げる登記又は登録（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第九号（定義））に規定する普通法人のうち資本金の額又は出資金の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するために受ける先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を（除く。）</p>	<p>第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。</p>	<p>先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録については、第三欄の登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。</p>
<p>二 企業年金基金及び企業年金連合会</p>	<p>一の三 株式会社日本政策金融公庫</p>	<p>確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）</p>	<p>会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）</p>	<p>一 事務所用建物（専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記</p> <p>二 確定給付企業年金法第九十一条の十八第五項又は第九十四条（福祉事業）の事業の用に供する建物の所有権の</p>	<p>（除く。） 別表第一第一号から第二十四号までに掲げる登記又は登録（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第九号（定義））に規定する普通法人のうち資本金の額又は出資金の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するために受ける先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を（除く。）</p>	<p>第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。</p>	<p>先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録については、第三欄の登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。</p>

三〇二十四	
(略)	
	取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（これらの規定の規約に福利及び厚生に関する事業を行う定めがある場合に当該企業年金基金又は企業年金連合会が受ける登記に限る。）

三〇二十四	
(略)	
	取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（これらの規定の規約に福利及び厚生に関する事業を行う定めがある場合に当該企業年金基金又は企業年金連合会が受ける登記に限る。）

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
四十一 外務	<p>四十の二 法務省、厚生労働省又は外国人技能実習機構</p>	四十一 外務	<p>（新設）</p>
旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に	<p>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）による同法第八条第一項若しくは第十一条第一項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十一条第二項の更新又は同法第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に	<p>の</p>
四十 法務省	<p>一 一三十九（略）</p> <p>出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第一項の交付又は同法第二十条第三項（同法第二十二條の二第三項（同法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは第二十一条第三項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	四十 法務省	<p>一 一三十九（略）</p> <p>出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第一項の交付又は同法第二十条第三項（同法第二十二條の二第三項（同法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは第二十一条第三項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p> <p>提供を受ける国の機関又は法人</p>	<p>事務</p>	<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p> <p>提供を受ける国の機関又は法人</p>	<p>事務</p>

<p>省</p> <p>四十一の二 百二十二 (略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>よる同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>省</p> <p>四十一の二 百二十二 (略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>よる同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

○ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第三条、第六十条関係）			
一次の表に掲げる法人			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第号）	（新設）	
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
（略）	（略）	（略）	（略）
二（略）		二（略）	

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）（附則第二十一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条関係）			
名 称 (略)	根 拠 法 (略)	名 称 (略)	根 拠 法 (略)
沖繩振興開発金融 公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律 第三十一号）	沖繩振興開発金融 公庫 （新設）	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律 第三十一号）
外国人技能実習機 構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習 生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）		
株式会社国際協力 銀行 (略)	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律 第三十九号） (略)	株式会社国際協力 銀行 (略)	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律 第三十九号） (略)

○ 独立行政法人等の保有する個人情報等の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）（附則第二十二條關係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第二條關係）			
名 称 （略）	根 拠 法 （略）	名 称 （略）	根 拠 法 （略）
沖繩振興開發金融公庫	沖繩振興開發金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖繩振興開發金融公庫 （新設）	沖繩振興開發金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）		
株式会社国際協力銀行 （略）	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号） （略）	株式会社国際協力銀行 （略）	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号） （略）

○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）（附則第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条関係）			
名 称	根 拠 法	名 称	根 拠 法
（略） 沖繩振興開発金融 公庫	（略） 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律 第三十一号）	（略） 沖繩振興開発金融 公庫	（略） 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律 第三十一号）
外国人技能実習機 構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習 生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）	（新設）	
株式会社国際協力 銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律 第三十九号）	株式会社国際協力 銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律 第三十九号）
（略）	（略）	（略）	（略）

改 正 案	現 行
<p>（労働政策審議会）</p> <p>第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体会法（昭和三十九年法律第一百八十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三</p>	<p>（労働政策審議会）</p> <p>第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体会法（昭和三十九年法律第一百八十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三</p>

号)、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)、職業能力開発促進法、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第九号)、勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第十三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)及び家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2
(略)

(都道府県労働局)

第二十一条 都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十五号から第七十三号まで、第二百二号、第二百六号及び第二百十一号に掲げる事務を分掌する。

2・3
(略)

号)、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)、職業能力開発促進法、勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第十三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)及び家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2
(略)

(都道府県労働局)

第二十一条 都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十五号(職業訓練の実施等による特定職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。)第六十六号から第七十三号まで、第二百二号、第二百六号及び第二百十一号に掲げる事務を分掌する。

2・3
(略)